

一、何方に而茂、切捨置候もの、其外死人有之刻、近所之もの共様子見届、早速其頭を斷、委細書付を以公事場へ可相斷事。

一、盗人等捕候者、其頭を斷、公事場へ可申聞。若手向當座に切殺候はゞ、死骸其儘置、近所之者共にも様子爲見届、急速檢使を乞可申事。

一、百姓分年季に召置候はゞ、跡々より如定、十村肝煎口入無之もの欠落などいたし候共、其主人斷立間敷候。但、飢饉年之者は各別之事。

一、向後百姓分之外、親類を爲助成、相對を以譜代に極候はゞ、奉公人親之主人、或は其所之奉行に斷可召置事。

一、一季居之者、及拾年召仕候はゞ、請人無之候而も苦間敷候。但、若黨以上親類髓成ものは、右年數より内に而も、請人無之不苦事。

一、主人用所之由構虚言、買物いたし令欠落、其者之證文有之候共、主人之手形無之候はゞ、主人存間敷候。但、家禮之者手形を以可相渡旨、主人より兼而申合置においては各別之事。

一、贓物之儀、本主盗人を捕出候分は、不殘本主へ可遣。公事場より穿鑿に而盗人捕候贓物は、品により本主に可相返、家財は可爲闕所事。

萬治三年八月四日

六 町方賣懸銀之儀御定

覺

一、魚鳥賣買當銀可仕事。

一、野菜者月拂に可仕事。

右就被仰出、御家中申觸候。買主より如何様之斷申候共、代銀不請取以前に、賣物遣間敷候。少之間に而茂懸銀仕置候者、可爲曲言候。直段極不申候分は、十日内代銀請取可申旨、町方急度可被申渡候。以上。

寛文四年八月十日

七 侍方賣懸銀又は貸銀之儀御定

覺

一、從町中、侍方賣懸、又は金銀貸遺者候はゞ、每歲其員數記之、何茂手前迄可達置之旨可申聞。不然者は返銀相滯といふ共、可爲其分事。

一、町人共侍方金銀取替候はゞ、夫々之組頭并裁許之面々之奥書を見届可借遣之。自然奥書無之證文を以、貸之においては、返辨之沙汰に不可及事。

一、每歲何茂手前迄書出賣懸、借銀之紙面、寫を以内々可入披見事。

右之趣得其意、急度町中へ可申觸候。以上。

巳三月十九日 御印

八 知行米預り置藏宿之儀御定

御家中諸給人知行米藏本之覺

一、諸給人知行米藏宿之儀、其所々御奉行相談を以可預置之旨申觸候條、給人より斷次第、藏宿并請人之躰逢吟味、肝をいり可然者に預置候様可致差圖事。

一、藏宿仕候もの、預り米有之内は、妻子など他所へ不遣候様に、常々十人組急度縮り可仕旨、可被申付事。

一、向後藏宿致引負候者、藏宿并請人、或は闕所或は殺害被仰付、不足米之分は十人組より取立、給人に可被下候間、惡敷藏宿は十人組より逢吟味、御奉行に相斷候様可被申渡事。

一、藏宿共預り米を以手廻仕候付、引負出來之由申候。左様之仕形、近所之もの兼而可存儀候之條、早速御奉行迄相斷候様、急度可被申付事。

一、藏宿共預り米、惡米に替取候様に沙汰有之候。其段藏宿爲致誓詞、妻子・下人に茂、若惡米を替取、其外引負可仕躰及見聞候者、早々御奉行迄申上候様に、毎年夏中相改、爲致誓詞可被置事。

右條々被仰出之趣、被得其意、急度可有裁許者也。

九 町人之家職・衣食住等之儀御定

定

一、賣人共商賣、職人者其家職專にすべき事。

一、町人之衣類、男女共絹・袖・木綿・布、應其分限可着用事。